

令和5年 第5回臨時会

西川町議会会議録

令和5年 10月17日 開会

令和5年 10月17日 閉会

西川町議会

令和5年西川町議会第5回臨時会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長あいさつ	4
○議案の上程	7
○提案理由の説明	7
○議案の審議・採決	9
○閉議・閉会の宣告	26
○署名議員	27

令和5年西川町議会第5回臨時会

議事日程(第1号)

令和5年10月17日(火) 午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

議第 61号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事(R2災)請負
契約の一部変更について

議第 62号 西川町かせぐ基金条例の設定について

議第 63号 西川町移住定住促進住宅条例の設定について

議第 64号 西川町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 65号 令和5年度西川町一般会計補正予算(第6号)

議第 66号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第 67号 令和5年度西川町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

議第 61号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事(R2災)請負
契約の一部変更について

議第 62号 西川町かせぐ基金条例の設定について

議第 63号 西川町移住定住促進住宅条例の設定について

議第 64号 西川町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の設定について

議第 65号 令和5年度西川町一般会計補正予算(第6号)

議第 66号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第 67号 令和5年度西川町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員（10名）

1番	佐藤大議員	2番	飯野幹夫議員
3番	後藤一夫議員	4番	荒木俊夫議員
5番	佐藤仁議員	6番	佐藤光康議員
7番	大泉奈美議員	8番	佐藤耕二議員
9番	古澤俊一議員	10番	菅野邦比克議員

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	菅野大志君	教育長	前田雅孝君
総務課長	佐藤俊彦君	つなぐ課長	荒木真也君
企画財政課長	大泉健君	会計管理者 兼 町民税務課長	土田伸君
健康福祉課長	佐藤尚史君	みどり共創課長 兼 農委事務局長	渡邊永悠君
商工観光課長 兼 かせぐ課準備室長	柴田知弘君	建設水道課長	眞壁正弘君
病院事務長	松田一弘君	学校教育課長	安達晴美君
生涯学習課長	奥山純二君		

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野勇君	議事係長	鬼越晃一君
書記	柴田歆那君		

[開会時刻 午前 9時30分]

◎開会の宣告

○菅野議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年西川町議会第5回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○菅野議長 ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、9番 古澤俊一議員、1番 佐藤大議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅野議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

◎町長のあいさつ

○菅野議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 皆さん、おはようございます。本日、令和5年第5回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

初めに先月の第3回9月定例会の一般質問において議員の皆さまからいただきました課題等当局からの検討を申し出た件がございますので、報告いたします。

まず佐藤光康議員からいただきました平和の町宣言のホームページでのお知らせでございます。こちらは9月15日から町のホームページの町政情報に町づくり宣言の項目において掲載しておりますので、是非ご覧いただければと思います。

続いて、佐藤耕二議員からは、社会福祉法人西川町社会福祉協議会について3ついただいております。1つ目は保健センター施設の使用に関する行政財産の手続きでございます。西川町行政財産の使用料徴収条例の規定では、社会福祉協議会は社会福祉法に基づく社会福祉の推進を図る事を目的とする団体として、地方自治法に規定する公共的団体等に該当します。使用料の全部または一部を減免することができるかとされております。この減免規定に基づきまして、保健センターの使用料の全部を免除しておりますが、免除の事務手続きが行われていない状況にありましたので、本日までに事務手続きを終了したところでございます。無償貸付けとして終了いたしました。

2つ目は、社会福祉協議会の西川町老人センターへの事務所移転でございます。社会福祉協議会では、令和6年の3月の理事会に事務所移転に関する提案を行うとお聞きしております。ただし、移転の時期は現段階で明確ではないようでございます。また社会福祉協議会では、移転に関する課題として業務システム等の移設や、老人福祉センターで業務を行うのに必要な環境整備に多額の費用がかかること等をあげております。その課題解決に今後あたっていくということでございました。

3つ目は、デイサービスひかりの営業に向けた動きでございます。デイサービスひかりでは、社会福祉協議会の協議委員会での決定を受けまして、10月2日から老人福祉センタ

一に事務所を開設し、今後利用者を募集されるということで聞いております。また町では、地域包括支援センターからの委託事業に関して協議を行うとしております。

古澤俊一議員からは、町立病院について3項目いただいております。1つ目は、待合室へのBGM音響機器の設置でございます。古澤議員立ち合いのもと9月25日の診察終了後に待合室でBGMを流し音響を確認しております。病院からは、空調の音や自販機の音が災いし、BGMの癒しの空間をつくるには中々難しいと判断し、古澤議員にもBGMは流さない旨申し上げました。古澤議員からは、人によって感じ方の違いがあるということでございまして、今すぐ対応は求めないが今後も検討して欲しいという話をいただきましたが、検討はしても意味がないのかなと思って検討するのをやめます。

2つ目は、病院LED照明取り換え工事の実施予定でございます。令和6年2月までにLED照明取り換え工事を完了し、3月から10年間のリースを行う予定で準備を進めております。

3つ目は、病院内における気配りチラシの掲示でございます。9月28日から病院内にチラシを掲示しておりますのでご覧いただければと思います。

佐藤大議員からサウナ対話会の開催についてご検討を、とありました。施設の指定管理委託者でございます西川町総合開発株式会社が実施主体となって、対話会を開催いたします。(期日はまだ未定ですね?) 期日はこれから決めますが、必ず開催して参ります。

後藤一夫議員からは、2項目いただいております。西川町商工会とも確認したところ、ごめんなさい。1つ目は、移動販売車、販売事業者への支援でございます。西川町商工会とも確認したところ、町内で移動販売を行っている3事業者の皆さまからまとまった要望はないという状況でございました。商工事業者全体の意見として9月25日付けで提出された要望書においては、消費促進を図りつつ、事業所のDX化を強く推進したいというご要望がございました。町としては、令和5年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の財源を含めてDX化の推進を支援して参ります。

2つ目は、町政施行70周年記念事業対話会の開催でございます。観光政策を深掘りする対話会としまして、高速バスストップの移設や資源を活かした新たなアクティビティ観光などのテーマに合わせて私も出席し、11月16日に開催して参りますので是非議員の皆さまもご参加いただければと考えております。

大泉奈美議員からは、町立病院対話会における意見のホームページでのお知らせでござ

います。9月27日から町のホームページの、町民の方のページに町立病院対話会の結果をお知らせしますとして掲示しております。是非その対話会の内容をホームページでご覧いただきまして、意見を確認すると共に、今このいただいた意見に関してどうするかというのがこのホームページに記載されておられませんので、是非こちらの追加のご質問などございましたら12月の一般質問などでお願いできればと考えております。対応状況は以上のとおりでございます。

秋になりまして敬老の日を迎えて、私も敬老会の皆さまと対話する機会をいただいております。高齢者のお困りごとや、また若い人からもハロウィンイベントや草刈りにソフトパワーを使った、使ったというかソフトパワーで町おこしをしていただいている意思の見える団体がございますので、こちらの団体のほうも引き続き議員の皆さまからもご参加いただくと共に町職員もこういった方々を支援していきたいと考えております。その中でやはり、地域には人の問題というのがあるなというのが、各地区の集会にご参加いただく時に聞いております。地域支援員、先日本道寺にも加わりまして吉川、海味、本道寺の3地区で地域支援員を、あぁごめんなさい、集落支援員を配置させていただきました。他の地区においては、ご希望はなかったものですから、是非その集落支援員の予算まだございますので、所要いただければと思います。また佐藤光康議員からもっと地域おこし協力隊を増やなさいというようなご指摘もいただいておりますので、そちらのほうも徐々に増やすように10月も来週も1人参加、加わっていただきますし引き続き協力隊を増やすようなご要望がありますので、増やしていきたいと考えております。

また本日の新聞でもありましたけども、カヌー競技においては西川町の選手多数参加し、優勝されるなどですね、輝かしい成績を修めていました。こういった私等がこれから考えなくてはいけないのは、そういった選手が現役終わった時に町に帰って仕事を残すと、そんなことも必要でございますので、そういった長い目線で今後、再来年建つ、建設される月山カヌービレッジでのカヌーセンターは、その拠点になるのではないかと私自身期待しております。

本日はキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンの経費や、かせぐ基金、積立て経費などの補正予算案並びにかせぐ基金条例などの条例設定など、急を要する議案が生じてまいりましたので、臨時議会を招集いたしたところでございます。よろしくご審議を賜りまして、お願い申しあげごあいさつとさせていただきます。

○菅野議長 以上で町長あいさつは終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長 日程第4、議案の上程を行います。

議第61号 令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の一部変更について、議第62号 西川町かせぐ基金条例の設定について、議第63号 西川町移住定住促進住宅条例の設定について、議第64号 西川町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の設定について、議第65号 令和5年度西川町一般会計補正予算（第6号）、議題66号 令和5年度西川町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第67号 令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）。

以上、7議案を上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔菅野大志町長 登壇〕

○菅野町長 ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議第61号につきましては、令和3年度林道沼の平線1号箇所災害復旧工事（R2災）請負契約の一部変更についてでございます。変更箇所の減及び工事内容の精査に伴い、契約内容を変更するものでございます。

議第62号につきましては、西川町かせぐ基金条例の設定についてでございます。西川町かせぐ基金を設定するため提案いたします。

議第63号については、西川町移住定住促進住宅条例の設定についてでございます。西川町移住定住促進住宅を設定するため提案いたします。

議第64号については、西川町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の設定についてでございます。西川町定住促進住宅E棟及びF棟を新たに設置すると共に西川町営住宅、西川町特定公共賃貸住宅、西川町賃貸集合住宅、西川町若者定住促進住宅、西川町長期賃

貸住宅及び西川町定住促進住宅の敷金の金額を変更するため提案するものでございます。

議第 65 号につきましては、令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 6 号）でございます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,627 万 7,000 円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 73 億 2,927 万 2,000 円とするものでございます。

補正予算の内容は、急を要する事務事業の経費にかかる補正です。

はじめに、主な歳出について申し上げます。

第 2 款 総務費は、地方創生移住支援金など 148 万 5,000 円を追加するものでございます。

第 3 款 民生費は、介護保険特別会計繰出金 152 万 5,000 円を追加するものでございます。

第 7 款 商工費は、物価高騰の影響を受けている地域事業活性化事業としてのキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン、先般観光庁の補助金の採択を受けた J R 左沢線 D X で繋がる魅力向上観光協議会事業負担金、月山湖水の文化館再整備にかかる基本設計業務、N F T 事業分配金などを高齢者福祉政策のために充てるかせぐ基金への積立金を追加、合わせて 6,455 万 8,000 円を追加するものでございます。

第 8 款 土木費は、一般質問において菅野議長や、佐藤仁議員からご質問ございました 3 L D K アパートの Wi-Fi 設置経費や、移住希望者が入居できるよう町営住宅の修繕費や備品購入経費など 309 万 4,000 円を追加するものでございます。

第 9 款 消防費は、消火栓の修繕、移転工事 309 万 1,000 円を追加するものでございます。

第 10 款 教育費は、西川中学校体育館スポットクーラー設置工事 252 万 4,000 円を追加するものでございます。

歳入は、第 14 款 国庫支出金 2,250 万円、第 15 款 県支出金 912 万 3,000 円、第 16 款 財産収入は、移動式サウナ玄関の前にありますね。そちらの売却、売払いですね。売払い収入 900 万円、第 20 款 N F T 分配金 240 万円など諸収入 1,140 万円をそれぞれ追加し、それでもなお不足する財源 2,425 万 4,000 円につきましては、第 10 款 地方交付税 2,425 万 4,000 円を充てるものでございます。

議第 66 号は、令和 5 年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）でございます。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,054 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 608 万 8,000 円とするものでございます。歳出については、介護報酬改定に伴うシステム改修ならびに介護保険事業計画策定業務の 2 件の委託により、第 1 款 総務費 196 万 5,000 円、令和 4 年度剰余金の基金積立により、第 4 款 基金積立金 857 万 8,000 円をそれぞれ追加するものでございます。

歳入は、第 3 款 国庫支出金 44 万円、第 8 款 繰越金 1,233 万 7,000 円をそれぞれ追加し、第 7 款 繰入金 223 万 4,000 円を減額するものでございます。

議第 67 号については、令和 5 年度西川町水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。資本的支出につきましては、既決予定額に 309 万 1,000 円を追加し、1 億 5,812 万 4,000 円とするものでございます。資本的収入も既決予定額に 309 万 1,000 円を追加し、1 億 1,027 万 9,000 円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,784 万 5,000 円は同額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 983 万 6,000 円を、1,011 万 7,000 円に、当年度分損益勘定留保資金 3,800 万 9,000 円を 3,772 万 8,000 円に改めるものでございます。以上ご説明申し上げましたが詳細については、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

議第 61 号 令和 3 年度林道沼の平線 1 号箇所災害復旧工事（R2 災）請負契約の一部変更について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

渡邊みどり共創課長。

[渡邊みどり共創課長 登壇]

○渡邊みどり共創課長 議第 61 号 令和 3 年度林道沼の平線 1 号箇所災害復旧工事（R2 災）請負契約の一部変更につきまして補足説明を申し上げます。令和 2 年 7 月 28 日の大雨災害の際に発生した西川町大字砂取地内の林道沼の平線の災害復旧工事請負契約については、令和 3 年 6 月 14 日の議会の議決をいただき、復旧工事を開始いたしましたが、難工事であったため令和 4 年度に繰越、さらに令和 5 年度に自己繰越を行いながら、足掛け 3 年間に

渡り進めてきたところであります。今年度中に7箇所の発生箇所のうち5箇所の工事が完了する見込みであります。しかしながら残る2箇所については、今年度中の工事完了が困難であり、請負契約の内容を今年度までに完了する工事の内容へと変更する必要が生じた為、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議決を求めるものであります。

なお、残余の工期につきましては、令和6年度に新たに査定を受けて、補助事業として施行していく予定としております。以上のおりでありますのでよろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第61号、本案を原案のとおり承認決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第62号 西川町かせぐ基金条例の設定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

柴田かせぐ課準備室長。

〔柴田かせぐ課準備室長 登壇〕

○柴田かせぐ課準備室長 議第62号 西川町かせぐ基金条例の設定につきまして補足説明を申し上げます。この条例は、町が進めますサウナ事業やNFT（非代替性トークン）事業による収益などを活用し、今年度以降において主に高齢者の福祉活動の促進や、町立病院の健全経営の維持などを進めるために地方自治法第241条第1項の規定に基づき設定するものであります。議案書のほうをご覧くださいと思います。

第1条には基金の設置目的について、第2条には基金の積み立てる額について規定しております。第3条は基金の適正な管理について、第4条は運用益の処理について、第5条は繰り替え運用について規定し、合わせて第6条は処分について第1条に規定する場合に限り処分できる旨を、第7条では委任についてそれぞれ規定しているところでございます。

さらに附則の施行期日につきましてですけれども、この条例の交付の日から施行するものであります。以上のおりでありますのでよろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 62 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[全員起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 63 号 西川町移住定住促進住宅条例の設定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

[眞壁建設水道課長 登壇]

○眞壁建設水道課長 議第 63 号 西川町移住定住促進住宅条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、移住定住の促進と人口減少の抑制を図るために民間事業者が建設した賃貸住宅を借り上げ、西川町大字吉川地内に移住定住促進住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため設定するものであります。議案書をご覧ください。

第 1 条では趣旨を、第 2 条では設置として名称を西川町移住定住促進住宅、位置を西川町大字吉川 230 番地 17、構造を軽量鉄骨造 2 階建て 1LDK 1 棟、戸数 10 戸と規定するものです。第 5 条では入居者の資格を規定しており、第 1 項 第 4 号では申し込み時において 50 歳以下の者で構成された世帯であること、第 10 条では家賃を月額 4 万 5,000 円とすること、第 14 条では敷金は 1 月分を徴収するものと規定するものであります。

その他の条項につきましては、現行の西川管理住宅条例等の内容と同様としております。附則では、本条例の施行期日を示しており、完成予定後の令和 6 年 5 月 1 日から施行するものであります。ただし第 3 条から第 9 条まで及び第 14 条の入居の募集、決定及び手続きに関する規定は公布の日から施行するものであります。以上のおりでありますので、よ

ろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 家賃ですね月額4万5,000円ということで結構高い設定になっているのではないかと思います。今まで単身世帯は、移住定住促進住宅は西川町は3万3,000円、4万円のもありますけど、ですから4万5,000円って結構高い設定になった理由は为什么呢。

○菅野議長 はい、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 はい只今の佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。家賃の設定につきましては、近傍の同種の住宅を参考にしております。寒河江市あと河北町、東根市などと比較しておりますが、そちらの方の1平米あたりの単価としましては1,400円から1,800円程度、2,000円のところもありますけども、その程度となっておりますが、本町の今回の住宅については1,000円ということになっております。あとこの住宅についてはWi-Fiの整備、あと軽量鉄骨造であること、それらを勘案して4万5,000円というようなことで設定したものでございます。

それからですね、これを造る際に対話会を行いまして、民間がやるものを町が関わって欲しいというようなご意見を受けたものですから、民間が貸すような基準というものを準用いたしまして価格の設定をさせていただいております。以上です。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） 民間から町が借り上げするというようなかたちになるんですけど、1ヵ月1戸あたりいくくらいで借り上げなるのでしょうか。

○菅野議長 答弁は眞壁課長。

○眞壁建設水道課長 ひと月あたり1戸1部屋8万円でございます。10年間は8万円、その10年後に20年までは3%マイナスになります。20年から30年まではそれからまた3%マイナスというようなことでリース料はそのようなことで決まっております。以上です。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） アパートの近くに住民がたくさん住んでいらっしゃいますので、工事関係とか安全なようによろしく願いいたします。

○菅野議長 町長どういう…？

○菅野町長 いいですか？

○菅野議長 はい、どうぞ。じゃあ時間止めてください。

○菅野町長 時間関係ないですよ？時間関係ないです。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） アパートの近くに声があったということでございますか。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） はい。私も時々あそこ通るんですけど、結構すごい近いところに住宅ありますんで、結構道路が狭いので私がそう感じたということです。

○菅野議長 はい、菅野町長。

○菅野町長 はい、であればよかったです。本人の佐藤光康さんから見てそう感じたということですよ。私等の本気です。住民と対話して、一人一人解決して、雪の問題にしても、道路のことについても、あと地震災においてもそんなことはしっかり確認していますので、心配しないでください。

○菅野議長 はい、その他質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 その他質問なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第63号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔全員起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第64号 西川町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の設定について、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔眞壁建設水道課長 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第64号 西川町営住宅管理条例等の一部を改正する条例の設定について補足説明を申し上げます。議案書をご覧ください。

1条から5条までは生産年齢人口を増加させるために関係人口の増加と移住定住を促進

する中で新たに入居される方の初期費用の負担軽減を図るため敷金の改正をしようとするものであります。第6条は現在みどり団地内に建設中の町営住宅を、西川町定住促進住宅条例に追加し、敷金及び家賃月額等を規定するものであります。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。1 ページでは西川町営住宅、2 ページでは西川町特定公共賃貸住宅、3 ページでは西川町賃貸集合住宅、4 ページでは西川町若者定住促進住宅、5 ページでは西川町長期賃貸住宅それぞれの敷金を3月分から1月分に改めることを記載しております。6 ページをご覧ください。西川町定住促進住宅条例の第2条設置では、現在建設中の町営住宅の名称を西川町定住促進住宅E棟、F棟に、位置を西川町大字海味1327番地2に、構造を木造2階建て3LDKに、戸数をE棟4戸、F棟4戸と規定するものであります。第5条の入居者の資格では、F棟を企業が従業員のために借りあげる場合の条件として、入居する従業員等の管理ができる企業であること、法人、市町村民税及び公共料金等を滞納していない企業であることを規定するものであります。第10条の入居の手続きでは、企業がF棟を借り上げる場合は連帯保証人の連署を必要としないこと。第15条の敷金では3月分から1月分に改めるもので、別表第1ではE棟、F棟の家賃月額を規定しておりますが、お手数ですが議案書にありますとおりE棟の角部屋にあたる35号、38号が7万1,000円、36号、37号が7万円、F棟の角部屋にあたる39号、42号が7万2,000円、40号、41号が7万1,000円とご記入くださるようお願い申し上げます。家賃月額につきましては、これまでの町営住宅と同様に、建設費用を実質的な耐用年数で回収するもので、近隣市町の同種住宅と比較し、地域要因を考慮しております。

議案書をご覧ください。附則では本条例の施行期日を示しており、交付の日から施行するものであります。以上のとおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） E棟、F棟の件です。12月に完成するのがE棟、F棟だと思いますけども、今まで子どもがいれば家賃控除ありましたけど、今回もE棟、F棟にも適応されるのかどうか1点、あともう1つがシェアハウスで企業の従業員寮としても利用することがあるということで、今年4月号のネットワーク西川町で1棟はシェアハウスに対応し

ているとありますけれどE棟、F棟分けたというのはどちらかをシェアハウスにするというのでしょうか。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 ニーズベースで対応いたします。以上です。

○菅野議長 はい、眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 1つ目のご質問で子どもがいる世帯の場合でございますが、これまでの町営住宅と同様、若者定住促進住宅と同様に子どもの要件はつけております。以上です。

○菅野議長 6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） ネットワークの4月号ですね、住宅の建設方針が出てるわけですが、E棟、F棟だと思うんですけど、入居2月上旬だと、家賃は5万円代ということでネットワークに出てるんですね。近隣市町の類似賃貸物件より安価に設定するということが4月号では出てると、での今回いきなり7万2,000円、7万1,000円とか7万円代に上がりましたが、これはどういう変化があったのでしょうか。

○菅野議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 只今の家賃の設定についてでございます。家賃の考え方につきましては先ほどご説明を申し上げましたが、建設費用を実質的な耐用年数で回収しようという計算が1つと、あとは近隣市町の同種住宅と比較して、また地域要件を考慮して考えるということでございます。今回も平米辺りの単価を考慮しております。寒河江市ですと1,200円、今回のアパートにつきましては平米辺り800円くらいというようなことになっております。これもやっぱりインターネットの料金を含むでありますとかそういうようなことで、設定をしておりますのでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○菅野議長 はい、6番佐藤光康議員。

○6番（佐藤光康議員） さっきのネットワークにしかわの紹介しますけど、住宅建設方針でそこには今言ったようなかたちで、近隣市町の類似賃貸物件を比べて安価に設定して5万円代だということに町で出しているわけです。だからそれが7万円に変更になったということは、理由はなんですか。

○菅野議長 はい、菅野町長。

○菅野町長 はい、佐藤光康議員ご承知かと思っておりますけども、この予算案は当初予算の話でございます。当初予算というのは、見積りを取るの、まあだいたい今頃ですね。だからこ

の予算案を作る時は見積もりを 11 月頃にするわけです。その物価高騰費半年で人件費も上りましたし、物価もあがりましたし、また Wi-Fi の設備もしましようというご質疑をいただきましたので、これを現実的な数字としてその金額に 5 万円よりは高く設定しているものでございます。これは西川らしいなと思っているのは、6 月議会で Wi-Fi の話がされたかと思います。それを受けて、しっかりニーズベースを受けてですね議員の皆さんからもご指摘いただいて、その Wi-Fi の費用を盛り込んで新たに提示するというのは議会でも議論を受けて設定したものでございますので、問題ないと思っています。

○菅野議長 その他ございますか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 その他質問なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 64 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 65 号 令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 6 号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

大泉企画財政課長。

〔大泉企画財政課長 登壇〕

○大泉企画財政課長 議第 65 号 令和 5 年度西川町一般会計補正予算（第 6 号）について補足説明を申し上げます。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7,627 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 73 億, 2,927 万 2,000 円とするものです。

補正の内容は、急を要する事務事業の経費のかかる補正です。

はじめに、歳出について申し上げます。

予算書の 8 ページ目、歳出をご覧いただきたいと思います。

第 2 款 総務費 1 項 第 5 目につきましては、東京 23 区内に居住または通勤していた方が地域で就業等をした際に支給いたします地方創生移住支援金などを追加いたします。特定財源につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金及び山形県わくわく地方生活実現政策パッケージ移住支援事業補助金合わせて 75 万円を追加するものです。

第3款 民生費 1項 2目 老人福祉費につきましては、介護保険特別会計の操出金 152 万 5,000 円を追加するものです。

第7款 商工費 1項 2目 商工振興費です。物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化事業としてのキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを追加、特定財源につきましては、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金という国の補助金ですが、あと山形県の補助金 LP ガス等物価高騰対策、地域経済活性化支援事業補助金合わせまして 2,987 万 3,000 円を追加するものです。

3 目の観光につきましては、昨年のサウンディング調査、月山湖水の文化館のサウンディング調査において提案のあった改修内容を軸にいたしまして、この改修工事の基本設計業務委託料、それから先般、観光庁の補助金の採択を受けました JR 左沢線・DX で繋がる魅力向上観光協議会事業負担金、あとは高齢者福祉施策などのために充てる西川町かせぐ基金を追加。なお、特定財源につきましては、左沢線・DX で繋がる魅力向上観光協議会貸付金、移動式サウナの売払い収入、NFT 分配金などを合わせまして 2,040 万円を追加するものです。

9 ページ目、第8款 土木費です。3項 1目 住宅費につきましては、町営住宅の修繕及び備品購入、それから現在建築中の 3LDK アパートの Wi-Fi 設置経費などを追加するものであります。

10 ページ、4項 1目 都市計画につきましては、新築やリフォームなどの建築支援補助金などを追加するものであります。9 款の消防費につきましては、消火栓の移設工事と更新工事です。10 款 教育費、3項 1目 中学校の学校管理費につきましては、中学校の部活動の熱中症対策といたしまして、中学校の体育館に移動式のエアコンを設置する工事費を追加するものであります。

11 ページ、4項 4目 社会体育総務費につきましては、8月に月山湖を会場として行いましたカヌー競技場、カヌー競技行いました北海道インターハイ実行委員会の負担金からそのインターハイでの歓迎のぼり購入費の組み換えであります。

次に歳入について申し上げます。戻りまして 6 ページ目、2 歳入をご覧いただきたいと思っております。

歳入につきましては、ただ今歳出の特定財源でご説明を申し上げました、各事務事業の実施などに伴い、第14款 国庫支出金 2,250 万円、15 款 県支出金が 912 万 3,000 円。次

のページにいきまして、16 款 財産収入につきましては、移動式サウナの売払い収入 900 万円、次、第 20 款 NFT 分配金 240 万円などの諸収入 1,140 万円をそれぞれ追加いたしまして、それでもなお不足する財源 2,425 万 4,000 円につきましては、6 ページにあります第 10 款 地方交付税を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決をいただきますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番、荒木俊夫議員。

○4 番（荒木俊夫議員） 1 点お聞きしたいと思っておりますけど、歳出の 9 ページになります。第 7 款 商工費 3 目の観光費になります、左沢線・DX で繋がる魅力向上観光協議会というのがありますけども、900 万の貸付けがありますが、こちらのですね協議会の構成メンバー、あと事業内容等ですね、お分かりでしたら教えていただきたい。これについては貸付金なので歳入として 7 ページのほうに諸収入で 900 万同額が入ることになっておりますけども、こういった内容について、お分かりの範囲で教えていただきたいと思っております。

○菅野議長 答弁は柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 荒木議員から今ご質問あった点についてお答え申し上げます。こちらの左沢線・DX で繋がる魅力向上観光協議会ですが、構成メンバーにつきましては、左沢沿線の自治体が当然入っているところの中核になるわけですが、寒河江市、大江町、あと寒河江市、大江町それぞれの観光物産協会、当然西川町の観光協会も入っております。合わせまして、東武トップツアーズ株式会社と AI のアートのほうですので、謎解きもお願いしております株式会社クリエイターズネクストさん、あとはツアーの誘致の関係もありますので、河北新報さんも入られる部分もありますが、以上のような協議会のメンバーになっております。また事業につきましては、寒河江と大江と西川が行うわけですが、メインとしてはその AI のほうで、DX のほうで繋がるということで、各自治体の観光地を巡るというような周遊する仕掛けを創っていきたく思っておりますので、若者層やインバウンド客を誘客するための AI のアートの NFT を写真を撮りながら巡って生成をするというようなものになるのがメインになっていきます。今回このインバウンドのほうの観光のインバウンドの事業の補助金のほうを採択受けたわけですが、採択総額は約

1,900万円ほどです。で、ここ1,900万なんですが当然、西川町が主導を取って採択を受けたということがありますので、寒河江市さんと大江町さんとの内訳といたしましては、寒河江市さんがそのうち200万です。事業費としては大江町さんは約300万弱くらいで残りの1,400万は西川町でさせていただくということで、補助金の率もこちらは7割弱くらいの補助率になるのですけども、西川町がその補助1,400万のうちになるのですけども900万ほどもらうということで、当然1番西川町が頂戴するようなかたちでさせていただくということで話しも寒河江市さんと大江町さんともついておりますので、中身としては財源としてはそのようになるということで紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 4番、荒木俊夫議員。

○4番（荒木俊夫議員） ありがとうございます。昨年9月の定例会で是非、左沢線の活性化についてお願いしたいというようなことで申し上げたところ、うちの町は通ってないわけですが、子どもたち特に通学では、左沢線は非常に重要な路線になっております。これを維持していくためということで、こういった取り組みを沿線ではないのに頑張っているということは非常にありがたいなというふうに思っております。是非今後とも継続していただきたいと思ひますし、寒河江市さん大江町さんにもですね、もっと頑張ってもらって是非盛り上げていただきたいと思ひます。以上です。

○菅野議長 その他ございませんか。

7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 8ページですね、第7款 商工費の観光費について、基本設計委託というふうな項目がありまして、水の文化館というのがありました。で、サウンディング調査を行いまして、町ば利活用を進めているというのを公表しているところであります。先般、対話会なども開かれたところではありますが、具体的にですね、基本設計委託というふうになっておりますので、お話しできる内容でよろしいんですけども、設計の委託先が決まったとか、今の進捗状況ですね、その辺について教えていただければというふうに思ひます。

○菅野議長 答弁は大泉企画財政課長。

○大泉企画財政課長 只今の質問についてお答えいたします。まず業者のほうはまだ決まっておられません。今後プロポーサルを行いまして、提案をしていただきまして、そこで業者を

決定するというごさいます。中身につきましては、今のところサウンディング調査の中で有力的なものといましては、今のところはサウナ、それからグランピング、キッズスペース、カフェなどということでそういったものの提案をいたしまして、今後提案をいただくようなかたちで考えております。それでこういったことも対話会の中で意見ありますので、そういうことも含めまして…あります。今後も対話会を聞く機会がありましたら、参加のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議員の方の参加もお願いいたします。

○菅野議長 7番、大泉奈美議員。

○7番（大泉奈美議員） 私も色々都合がありまして対話会に参加できなかったという経過がございまして、次回は是非参加させていただきたいというふうに思います。あとはやはり、水の文化館利活用につきましては、先輩議員のほうからも前々からどうしていくんだってという質問が町のほうにさせていただいてるということもありまして、今回利活用ということで、話しが進んでいるということは大変いいことだなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。以上です。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番（佐藤耕二議員） 8ページの第7款 商工費 2目の商工観光費なんですけども、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン業務委託ですが、これの内容を教えてくださいのと、商工会からも要望があると聞いておりましたけども、その辺も含めましてちょっとお願ひしたいと思います。

○菅野議長 答弁は柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 只今、佐藤耕二議員からご質問あった件についてお答え申し上げます。

こちらのキャッシュレス関係での、そのポイントを付けたものを取り組むというかたちの中身につきましては、今お話しありましたとおり、まず入口が商工会さんからの要望であるということです。で、商工会さんでは、先ほども町長が申し上げましたが、DXの推進をしていくということを商工会さんとしてはしていきたいということの要望がありましたので、そちらに対しましてこちらのキャッシュレスの事業をしていくということで、町としても判断をさせていただいたところなんです。で、こちらの内容になりますが、このキャッシュレス決済をしていくという取り組み、実は町として全体として商店で取り組むのは初めてになります。で、初めてですので、色んな決済方法が当然あるわけなんですけども、

絞りながらやろうかと思ったんですが、せっかく商工会さんもやる気を出していただいているところで、今回は4つの決済の方法を取り入れたいと思っております。特に今町内の店舗さんにお伺いしまして、決済方法多く店舗さんが使われているものの4つのものになりますけども、auPAY と d 払い と PayPay と 楽天 Pay この4つを決済方法として使わせていただきたいと思っております。こちらそれぞれのこの決済方法で、店舗さん数はまちまちになるんですけども、60 店舗前後ぐらいの店舗さんがそれぞれ…d 払い と 楽天 Pay は 43 店舗、45 店舗。auPAY は 67 店舗、PayPay は 62 店舗ということで多くの店舗さんか当然ことらの決済方法を取ってますので、その4つをしたいと思っております。こちらに最大で30%の割引になるというものをしていきたいと思っております、1つの決済につき1万5,000円分の割引が最大で受けられるというものになります。ただ、1回あたり3,000円という条件もありますので、具体的に申しますと、その1店舗さんに5回行けば最大のその割引まで受けられるというものになります。で、事業期間につきましては、割引の点もあったり、今後の広報ということもありますので、1月の1ヵ月間をしたいなというふうに今のところは考えているものになります。ですので、町としては本当に初めての取り組みになるわけですけども、商工会さんが今回本当にDXを推進していきたいというところの話がありましたので、町としてはこちらで応援をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 8番、佐藤耕二議員。

○8番(佐藤耕二議員) 商工会のほうでDXの推進を行いたいということでお話しいただきました。そうしますと、これは各店舗のほうで機器代の補助みたいなものを受けてそのような理解でよろしいのでしょうか。その確認をお願いいたします。

○菅野議長 答弁は柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 こちらのほうは全く機器代の補助ではございません。こちらはあくまでその決済を先ほど申し上げた4つのアイテムで決済をするというものに対しての割引の支援をさせていただくというものになります。QRコードを各店舗さんに置いていただくというふうなかたちになっておりまして、それを読み込めばその割引が受けられると、そういうふうなかたちをさせていただくようなかたちになりますので、機器を新しく買うものでは全くなくて、各お店のその決済のそれぞれのお店さんの手法を使ってそのQRコードを読んで割引をしてもらおうというものになりますのでよろしくお願いいたします。

○菅野議長 その他…1番、佐藤大議員。

○1番（佐藤大議員） 先の定例会での一般質問で私が質問しました、新設されるかせぐ課に対しての答弁がありましたことに関して質問いたします。9ページの歳入の20款の6です。雑収入ですが、9月10日終了のネーミングライツ NFT を始めとする NFT の販売の収入が240万円とのことですが、この度行いました各 NFT の販売結果をお聞きします。又、9月10日終了の NFT オークションの売上金がどのようなスケジュールで町へ入金なるのかお聞きいたします。あともう1点ですが、7ページの歳入の16款の2、物品売払い収入です。一般質問の答弁で特定の目的にしか使えない補助金、しかも使わなければ返さなければならない条件付きの補助金で、サウナなどをつくって販売し、なんの用途にでも使えるお金の換金することをお考えでありましたが、今年度もやっておられ補正予算の財産収入で900万円計上されております。この原資となる補助金の収入、そしてまたサウナ等の製作費の支出、そして販売での収入について詳しくご説明ください。

○菅野議長 答弁は柴田商工観光課長。

○柴田商工観光課長 1番、佐藤議員のご質問につきましてお答えを申し上げます。こちらのほうは、かせぐ課準備室の室長の立場ということでお答えをさせていただきますが、まずは NFT のほうの収入になります。今回補正予算のほうにあげさせていただいておりますのは、今ご質問をいただきましたとおり公園の命名権などを行った部分に対するものになりますが、詳しく中身を申し上げますと、公園の命名権の NFT が130万円で落札されましたので、その6割にあたる78万円が1番大きいものになりますが入ってくると。また町長が制作されました AI アートのほうが5万円で落札されましたのでその6割の3万円と。あと月山ビールの NFT は1万8,000円で落札いただいておりますので、その6割の1万800円になります。また細かくなりますけども、月山自然水の NFT につきましては、現在のところまだ売れてない部分もあるんですが、総額では5万円ほど出す予定ですので、その6割の3万円が入ってくる見込みということで今回の収入になりますが、これにプラス、この後も新たな NFT のほうを発行していきたいという考えを持っておりまして、そちらのほうを含めるものと、あと今のお金の入り方もありましたが、転売などに関するものにつきましても1割が入ってきますので、そういうものは3ヵ月に1度入ってくるかたち、町のほうに入ってくる契約にさせていただいておりますので、そちらのほうが入ってくるというものと、既に入って…最初の1,000万円販売した時の60万円も当然入っているわけな

んですけども、そちらと合わせまして、見込みと致しましてはまず今回 300 万も補正させていただいて、全体では 360 万という予算にさせていただいております。ですのでここに近づけられるように前の NFT も販売もしていくとかたちになります。で、合わせましてまた先ほどの財産を売払った場合のという部分がありますけども、こちらのほうは先の補正でもご可決いただきました移動式サウナ、トレーラーのサウナご覧になっていただきましたけども、こちらを制作を補正の予算を組ませていただいて、財源といたしましてはほぼほぼ森林環境贈与税を使わせていただいて製作をさせて頂いたものです。こちらが 10 月のあたりに完成をして、今、玄関前に飾らせていただいておりますが、こちらのほうを今後物品の売払いに関して、売払いの手法をこれから公募なんかをさせていただきながら、とらせていただきまして、それを町のほうで提示した価格よりも高い価格になると思いますが、そちらのほうをご提示いただいた方に売払いをさせていただきたいというふうに考えている部分の収入を 900 万とかたちで今回は見込ませていただいて、予算に計上させていただいているものでございます。こちら公募などをこの後すぐかけながら売払いをしていきたいというふうに思っているものになります。よろしくお願いいたします。

○菅野議長 1 番、佐藤大議員。

○1 番（佐藤大議員） はい、わかりました。来年度新設されます、かせぐ課において、さらなる事業を展開していただきたいと期待しているところでございます。

○菅野議長 その他ございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 65 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 66 号 令和 5 年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔佐藤健康福祉課長 登壇〕

○佐藤健康福祉課長 議第 66 号 令和 5 年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明を申し上げます。議案書の補正予算案をご覧ください。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,054 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 608 万 8,000 円とするものであります。

8 ページをご覧ください。歳出から説明申し上げます。第 1 款 第 1 項 第 1 目 一般管理費は令和 5 年度介護報酬改定に伴うシステム改修委託料 88 万円、並びに介護保険事業計画策定に係る委託料 108 万 5,000 円、計 196 万 5,000 円を追加するものであります。介護保険事業計画策定委託料は、6 月の第 2 回定例会の折に補正予算第 1 号として 19 万 2,000 円を増額したところではありますが、その後の事務執行に伴い、直営で行うこととしていた業務も全て委託するよう見直しを行うためその分の委託料を増額するものであります。

次に、第 4 款 第 1 項 第 1 目 介護給付費準備基金積立金は、西川町介護給付費準備基金条例に基づき令和 4 年度の譲与金の準備基金積立により 857 万 8,000 円を追加するものであります。この積立てにより準備基金の残高は、約 7,520 万となる見込みです。これにより歳出の合計 1,054 万 3,000 円であります。

次に歳入をご説明申し上げます。6 ページ 2 歳入をご覧ください。歳入は只今の歳出でご説明申し上げました内容に伴い、第 3 款 第 2 項 第 6 目 介護保険事業費補助金 44 万円、第 7 款 第 1 項 第 4 目 その他一般会計繰入金 152 万 5,000 円、第 8 款 第 1 項 第 1 目 繰越金 1,233 万 7,000 円をそれぞれ追加し、第 7 款 第 2 項 第 1 目 介護給付費準備繰入金 375 万 9,000 円を減額するものであります。これにより、歳入の合計 1,054 万 3,000 円あります。以上のおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 66 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○菅野議長 議第 67 号 令和 5 年度水道事業会計補正予算（第 2 号）、を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔眞壁建設水道課長 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第 67 号 令和 5 年度水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして補足説明を申し上げます。補正予算書をご覧ください。資本的支出につきまして、既決予定額に 309 万 1,000 円を追加し 1 億 5,812 万 4,000 円に改め、資本的収入につきましても既決予定額に 309 万 1,000 円を追加し 1 億 1,027 万 9,000 円に改めるものであります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,784 万 5,000 円は同額であります。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 983 万 6,000 円を 1,011 万 7,000 円に、当年度分損益勘定留保資金 3,800 万 9,000 円を 3,772 万 8,000 円の改め補填するものであります。

4 ページをご覧ください。初めに支出であります。1 款 1 項 1 目 増設改良費の工事請負費に 309 万 1,000 円を追加するものであり、内容は吉川久保地区内にある消火栓の移転工事費に 240 万 9,000 円。海味団地内の消火栓更新工事費に 132 万円を追加するものであります。収入であります。1 款 3 項 1 目 工事負担金として支出と同額の 309 万 1,000 円であります。以上のおりでありますので、よろしくご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

○菅野議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長 質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 67 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、全て終了しました。

会議を閉じ、令和5年西川町議会第5回臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

[閉会時刻 午前10時50分]

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員